

## 阿賀野市告示第101号

阿賀野市定期予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年5月10日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市定期予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市定期予防接種事業実施要綱（平成25年阿賀野市告示第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

種類	接種対象者
四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎）、 三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、ポリオ（急性灰白髄炎）	生後3月以上90月未満の者

」

を

「

種類	接種対象者
四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎）、 三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、ポリオ（急性灰白髄炎）	生後2月以上90月未満の者

」

に改める。

附 則

この告示は、令和5年5月10日から施行し、改正後の阿賀野市定期予防接種事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。